

# 建設業許可申請等の手引

兵庫県県土整備部

県土企画局総務課建設業室

URL : [http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd37/wd37\\_000000002.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd37/wd37_000000002.html)

平成25年7月1日

## 目 次

第1 建設業の許可について	.....	P 1
1 はじめに	.....	P 1
2 建設業の許可	.....	P 1
3 業種別許可制	.....	P 2
4 許可の区分	.....	P 2
(1) 大臣許可と知事許可	.....	P 2
(2) 一般建設業と特定建設業	.....	P 3
5 許可の有効期間	.....	P 3
6 許可の申請	.....	P 4
(1) 許可申請書類の提出先	.....	P 4
(2) 許可手数料	.....	P 4
(3) 許可申請書類の提出部数料	.....	P 4
7 許可証明書の発行	.....	P 8
8 許可の基準	.....	P 8
(1) 許可要件	.....	P 8
(2) 欠格要件	.....	P 14
第2 許可後の留意事項について	.....	P 15
1 変更等の届出	.....	P 15
(1) 変更届出書の提出先等	.....	P 15
(2) 変更事由及び提出期限	.....	P 15
2 廃業等の届出	.....	P 19
3 標識の掲示	.....	P 19
(1) 店舗に掲げる標識	.....	P 19
(2) 建設工事の現場に掲げる標識	.....	P 20
4 表示の制限	.....	P 20
5 工事現場における施工体制等	.....	P 21
(1) 工事現場への主任技術者及び監理技術者の設置等	.....	P 21
(2) 一括下請負の禁止	.....	P 21
(3) 下請負人の意見聴取	.....	P 21
(4) 特定建設業者に関する義務	.....	P 21
6 帳簿の備付け等	.....	P 22
(1) 帳簿	.....	P 22
(2) 営業に関する図書	.....	P 23
7 建設工事の請負契約	.....	P 23
(1) 請負契約書の締結	.....	P 23
(2) 不当に低い請負代金等の禁止	.....	P 23
8 下請代金の支払	.....	P 23
(1) 支払期日	.....	P 23
(2) 特定建設業者の特例	.....	P 24
建設業許可申請先等一覧	.....	P 25
許可申請書類等の取扱い先	.....	P 26

## 第1 建設業の許可について

### 1 はじめに

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています（法第1条）。

\* 「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

### 2 建設業の許可

#### (1) 許可を必要とする者

建設業を営もうとする者は、いわゆる軽微な建設工事のみを請け負って営業しようとする場合を除いては、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、法第3条に基づき建設業の許可を受けなければなりません。

#### (2) 許可を受けなくても良い場合

ア 軽微な建設工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第1条の2）次のような軽微な建設工事のみを請け負って営業する者は、必ずしも建設業の許可を受けなくても良いことになっています（法第3条第1項ただし書）。

##### ア) 建築一式工事

**工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事（税込み）又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事**

\* 「請負代金の額」…当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。

\* 「木造」…建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるもの

\* 「住宅」…住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの

##### イ) 建築一式工事以外の建設工事

**工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事（税込み）**

なお、軽微な建設工事のみを請け負って営業する者であっても、その工事が解体工事である場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による解体工事業の登録を受ける必要があります（また、解体工事を営もうとする者は、施工する場所の都道府県ごとに登録が必要です。）。

#### イ 附帯工事

軽微な建設工事以外の工事を請け負うときは、その工事に対応する建設業の許可を受けなければなりません。

しかし、許可のある建設工事の施工に際し、その工事に従として附帯する他の建設工事（以下「附帯工事」という。）があるときは、その附帯工事に関する建設業の許可がなく、かつ、それが軽微な建設工事でなくても、許可のある建設工事とともに、その附帯工事を請け負うことができます（法第4条）。

\* 「附帯工事」とは、主たる建設工事を施工するために必要を生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものをいう。

### 3 業種別許可制

- (1) 建設業の許可は、建設工事の種類ごと（業種別）に行われます。
- (2) 建設工事は、土木一式工事と建築一式工事の2つの一式工事のほか、26の専門工事の計28の種類に分類されており、この建設工事の種類ごとに許可を取得する必要があります。

#### 【建設業の許可28業種】

土木工事業	鋼構造物工事業	熱絶縁工事業
建築工事業	鉄筋工事業	電気通信工事業
大工工事業	ほ装工事業	造園工事業
左官工事業	しゅんせつ工事業	さく井工事業
とび・土工事業	板金工事業	建具工事業
石工事業	ガラス工事業	水道施設工事業
屋根工事業	塗装工事業	消防施設工事業
電気工事業	防水工事業	清掃施設工事業
管工事業	内装仕上工事業	
タイル・れんが・ブロック工事業	機械器具設置工事業	

- (3) 実際に許可を取得するに当たっては、営業しようとする業種ごとに取得する必要がありますが、同時に2つ以上の業種の許可を取得することもでき、また、現在取得している許可業種とは別の業種を追加して取得することもできます。

### 4 許可の区分

#### (1) 大臣許可と知事許可

建設業の許可は、次に掲げる区分に従い、国土交通大臣又は都道府県知事が許可を行います。

ア 大臣許可... 2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合

許可行政庁：本店の所在地を所管する地方整備局長等

イ 知事許可... 1の都道府県の区域内のみに営業所を設けて営業しようとする場合

許可行政庁：営業所の所在地を管轄する都道府県知事

\* 「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所（請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。）をいう。

また、これら以外であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与する場合も、ここでいう営業所になる。ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際には建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しない。

\* 営業所は、当該許可に係る営業所のみでなく、当該建設業者についての当該許可に係る建設業を営むすべての営業所をいい、許可を受けた業種について軽微な建設工事のみ行う営業所についても法に規定する営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可として取り扱う。

\* 大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、営業し得る区域又は建設工事を施工し得る区域に制限はない（例えば、兵庫県知事許可の業者であっても建設工事の施工は全国どこでも行うことが可能である。）。

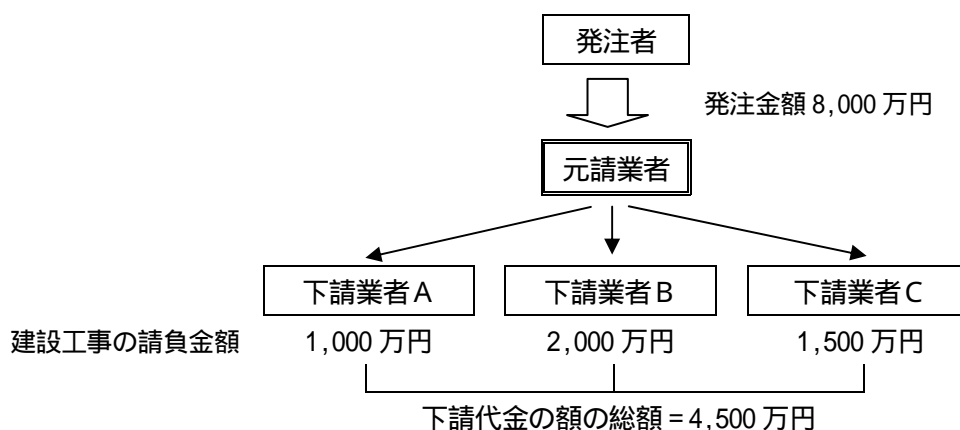
(2) 一般建設業と特定建設業

建設業の許可は、下請契約の規模等により「一般建設業」と「特定建設業」の別に区分して行われます。

ア 特定建設業

発注者から直接請け負う1件の建設工事について、下請代金の額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上（税込み）となる下請契約を締結する場合（令第2条）

図1 特定建設業の例示



イ 一般建設業

上記ア以外は、一般建設業の許可で差し支えありません。

- \* 発注者から直接請け負う請負金額については、一般・特定に関わらず制限はない。
- \* 発注者から直接請け負った1件の工事が比較的規模の大きな工事であっても、その大半を自社で直接施工するなど、常時、下請代金の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）未満であれば、一般建設業の許可でも差し支えない。
- \* 上記の下請代金の制限は、発注者から直接請け負う建設工事（建設業者）に対するもので、下請負人として工事を施工する場合には、このような制限はない。

5 許可の有効期間

(1) 建設業の許可の有効期間は、5年間です。

\* 許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可があった日に対応する日の前日をもって満了する。なお、当該期間の末日が日曜等の休日であってもその日をもって満了する。

(2) 許可は、5年ごとに更新を受けなければ、失効しますので、十分ご注意ください。

(3) 更新は、従前の許可の有効期間が満了する日の3か月前から30日前までに申請する必要があります。

## 6 許可の申請

### (1) 許可申請書類の提出先

#### ア 大臣許可

大臣許可については、兵庫県県土整備部県土企画局総務課建設業室を經由して、国土交通省近畿地方整備局（許可行政庁）あてに提出します。

#### イ 知事許可

知事許可については、申請者の主たる営業所の所在地を所管する県民局（許可行政庁）に提出します。

### (2) 許可手数料

#### ア 大臣許可

新規の許可 15万円（登録免許税）

更新及び同一許可区分での追加許可 5万円（収入印紙）

#### イ 知事許可

新規の許可 9万円（兵庫県収入証紙）

更新及び同一許可区分での追加許可 5万円（兵庫県収入証紙）

#### ウ なお、申請区分ごとの許可手数料は、表1のとおりです。

\* 同一許可区分とは、一般建設業と特定建設業との許可区分をいう。

\* 大臣許可の登録免許税は、東税務署（大阪府中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館）に直接納入、又は日本銀行、日本銀行歳入代理店、郵便局の窓口から東税務署あてに納入した上で、その領収証書を許可申請書別紙3の所定欄に貼付する。

### (3) 許可申請書類の提出部数

許可申請書類等については、表2により、次の部数を提出してください。

なお、許可申請書類等は、兵庫県ホームページからダウンロードすることができます。

（[http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd37/wd37\\_000000013.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd37/wd37_000000013.html)）

#### ア 大臣許可

正本1部、副本1部及び営業所のある都道府県の数と同一部数（なお、主たる営業所が神戸市以外にある場合は、+1部）

#### イ 知事許可

正本1部、副本1部

（注意）・今まで提出していただいていた、「入力票」は不要です。

・表紙は色付き紙でなくても構いません。

・正本1部を作成の上、コピーして副本を作成してください。

インターネットが利用できない場合の入手方法

（社）兵庫県建設業協会本部へお問い合わせください。

所在地：〒651-2277

神戸市西区美賀多台1-1-2

電話：078-997-2300

（有償頒布となります。郵送を希望される場合は別途送料が必要です。）

表1 許可手数料の額一覧表

申請区分		許可手数料		
		知事許	大臣許	
1 新規	現在、どの許可行政庁からも建設業の許可を受けていない者が、新たに許可を受けようとする場合	般のみ、特のみ	9万円	15万円
		般+特	18万円	30万円
2 許可換 新規	現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合 ・他の都道府県知事許可から兵庫県知事許可へ ・兵庫県知事許可から大臣許可へ ・大臣許可から兵庫県知事許可へ	般のみ、特のみ	9万円	15万円
		般+特	18万円	30万円
3 般・特 新規	・現在一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合 ・現在特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合(ただし、特定のみの業者がすべての許可を一般にする場合は「般・特新規」ではなく「新規」となる。)	般のみ、特のみ	9万円	15万円
4 業種 追加	・現在一般建設業の許可業者が他の業種の一般建設業の許可を追加して申請する場合 ・現在特定建設業の許可業者が他の業種の特定建設業の許可を追加して申請する場合	般のみ、特のみ	5万円	5万円
		般+特	10万円	10万円
5 更新	既に受けている建設業の許可をそのままの要件で引き続き申請する場合	般のみ、特のみ	5万円	5万円
		般+特	10万円	10万円
6 般・特新規 +業種追加	上記3と4の申請を同時に申請する場合	特の新規+般の追加	14万円	20万円
		般の新規+特の追加	14万円	20万円
7 般・特新規 +更新	上記3と5の申請を同時に申請する場合	特の新規+般の更新	14万円	20万円
		般の新規+特の更新	14万円	20万円
8 業種 追加+ 更新	上記4と5の申請を同時に申請する場合	般の追加+般の更新	10万円	10万円
		般の追加+特の更新	10万円	10万円
		特の追加+般の更新	10万円	10万円
		特の追加+特の更新	10万円	10万円
		般の追加+般の更新+特の更新	15万円	15万円
		般の追加+特の追加+般の更新	15万円	15万円
		般の追加+特の追加+特の更新	15万円	15万円
		特の追加+般の更新+特の更新	15万円	15万円
		般の追加+特の追加+般の更新+特の更新	20万円	20万円
9 般・特新規 +業種追加 +更新	上記3と4と5の申請を同時に申請する場合	特の新規+般の追加+般の更新	19万円	25万円
		般の新規+特の追加+特の更新	19万円	25万円

\* 許可は、一般建設業と特定建設業の別に区分して行われ、同時に1の建設業(業種)につき一般建設業の許可と特定建設業の許可が重複することはあり得ない。ただし、1の建設業者につき2以上の業種について、それぞれ一般建設業の許可及び特定建設業の許可を取得することができる。

表2 許可申請に必要な書類一覧表

様式 番号	提出書類	新規		許可換 新規		般・特 新 規 追 加	業 種 追 加	更新		般・特 新 規 + 業 種 追 加	般・特 新 規 + 更 新	業 種 追 加 + 更 新	般・特 新 規 + 業 種 追 加 + 更 新	備 考
		法 人	個 人	法 人	個 人			一 般	特 定					
1号	建設業許可申請書													
別紙1	役員の一覧表													法人の場合
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)													新規許可等の場合
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)													更新の場合
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄													
2号	工事経歴書													* 2
3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額													
4号	使用人数													
6号	誓約書													
	登記されていないことの証明書													* 4
	身分証明書													* 4
7号	経營業務の管理責任者証明書													
8号(1)	専任技術者証明書(新規・変更)													新規・変更の場合
8号(2)	専任技術者証明書(更新)													更新の場合
9号	実務経歴証明書													* 1
	資格証明書、卒業証明書等													
10号	指導監督的実務経歴証明書													* 1
11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表													* 3
11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表													
12号	許可申請者の略歴書													
13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書													* 3
14号	株主(出資者)調書													
15号	貸借対照表(法人用)													
16号	損益計算書・完成工事原価報告書(法人用)													
17号	株主資本等変動計算書(法人用)													
17号の2	注記表(法人用)													
17号の3	附属明細表(法人用)													* 5
18号	貸借対照表(個人用)													
19号	損益計算書(個人用)													
	定款(法人の場合)													
	登記事項証明書(商業登記)													* 6
20号	営業の沿革													
20号の2	所属建設業者団体													
20号の3	健康保険等の加入状況(H24.11.1~)													* 7
20号の4	主要取引金融機関名													
	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)													* 8
	経營業務管理責任者等の要件確認資料等													* 9
	営業所所在図略図													

は必ず必要な書類、 は該当する場合に必要な書類。



- \* 1 証明書のうち、「実務経験証明書」(9号)、「指導監督的実務経験証明書」(10号)、「経營業務の管理責任者に準ずる地位の証明書」において、「申請者」と「証明者」とが異なる場合は、証明者の印鑑証明書(提出前3か月以内のもの)を添付すること。
- \* 2 「工事経歴書」は、経営規模等評価の申請を行う場合には、完成工事について、元請工事(発注者から直接請け負った工事)に係る請負代金の額の合計額の7割(1,000億円を限度)を超えるまで、大きい順に記載し(ただし、元請工事含まれる軽微な建設工事は10件を超えて記載する必要はない。)、続けて、総完成工事高の7割(1,000億円を限度)を超えるまで、元請・下請工事の別に関わらず、請負代金の額の大きい順に(元請工事を除く。)記載する(ただし、軽微な建設工事に該当する工事は10件を超えて記載する必要はない。)。また、申請を行わない場合には、完成工事について、主なものの請負代金の額の大きい順に記載する。
- \* 3 11号、13号の「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店又は営業所(主たる営業所を除く。)の代表者で、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することが求められ、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいう。
- \* 4 「登記されていないことの証明書」は、許可申請者(法人の場合は役員全員)及び令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書をいい、「身分証明書」は、民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書をいう(いずれも提出前3か月以内のもの)。
 

なお、外国籍の方については、「身分証明書」は発行されないので、「登記されていないことの証明書」のみ添付すること。
- \* 5 17号の3「附属明細表」は、資本金の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2項に規定する特例有限会社を除く。)が対象となる。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社は、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。
- \* 6 登記事項証明書(商業登記)については、必要に応じて現在事項証明書、履歴事項証明書、閉鎖事項証明書、代表者事項証明書(いずれも提出前3か月以内のもの)を提出すること(個人の場合は、支配人登記を行っている場合のみ提出すること。詳細は、許可行政庁に確認してください。)
- \* 7 健康保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の加入確認資料が必要である(詳細は、別途「健康保険等の加入確認書類等について(お知らせ)」で確認してください。)
- \* 8 納税証明書は、次に係るものを提出すること。
  - (1) 大臣許可の場合：法人のときは法人税、個人のときは所得税(納税証明書(その1・納税額等証明用))
  - (2) 知事許可の場合：事業税(納税証明書(1))。なお、事業税について、赤字決算又は課税標準額に満たない等の理由で納税証明書が添付できない場合は、法人のときは法人県民税納付領収書の写しを、個人のときは納税証明書を添付できない理由書を、納税証明書に代えることができる。)
- \* 9 経營業務の管理責任者等の要件確認資料等は、経營業務の管理責任者、専任技術者、及び令第3条に規定する使用人に係る常勤性等の確認書類(健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得確認通知書等)、並びに営業所調査添付資料が必要である(詳細は、別途「確認書類等について(お知らせ)」で確認してください。)
- \* 10 上記9の経營業務管理責任者等の要件確認資料等、資格証明書及び卒業証明書等の書類については、原則、原本を提出すること。
 

なお、原本を提出できないときは、原本提示の上、写しを提出すること。

## 7 許可証明書の発行

許可証明書は、入札参加資格等において現に建設業の許可を有していることを証明する必要がある場合、更新等の申請後、従前の許可の有効期間を経過しても当該申請の処分がなされず、その間において建設工事の発注者や契約の相手方の建設業者等から許可の状況を証明してほしい旨の要請があった場合などに発行しています。

なお、許可証明書の発行手数料は、1通400円（兵庫県収入証紙）です（なお、許可証明書様式は、兵庫県ホームページ（<http://sinsei.pref.hyogo.jp/download/>）からダウンロードできます。）。

## 8 許可の基準

建設業の許可を受けるためには、法第7条に規定する4つの「許可要件」を備えていること及び法第8条に規定する「欠格要件」に該当しないことが必要です。

### (1) 許可要件

〔その1〕経營業務の管理責任者としての経験がある者を有していること（法第7条第1号、同第15条第1号）

許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうちの1人が、また、個人である場合には本人又は支配人のうちの1人が、次のア～ウのいずれかに該当することが必要です（経營業務の管理責任者は常勤性が求められます。）。

ア 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。

イ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。

ウ 許可を受けようとする建設業に関し、経營業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあって、次のいずれかの経験を有していること。

経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験

7年以上経營業務を補佐した経験

\* 「常勤の役員」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。

なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の取引主任者等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き、常勤とはならない。

また、「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

\* 「業務を執行する社員」：持分会社の業務を執行する社員

「取締役」：株式会社の取締役

「執行役」：委員会設置会社の執行役

「これらに準ずる者」：法人格のある各種の組合等の理事等

\* 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。

\* 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、法人の役員、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

\* 「経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいい、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。

執行役員等としての経営管理経験は、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、許可を受けようとする建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、ウ に該当する。

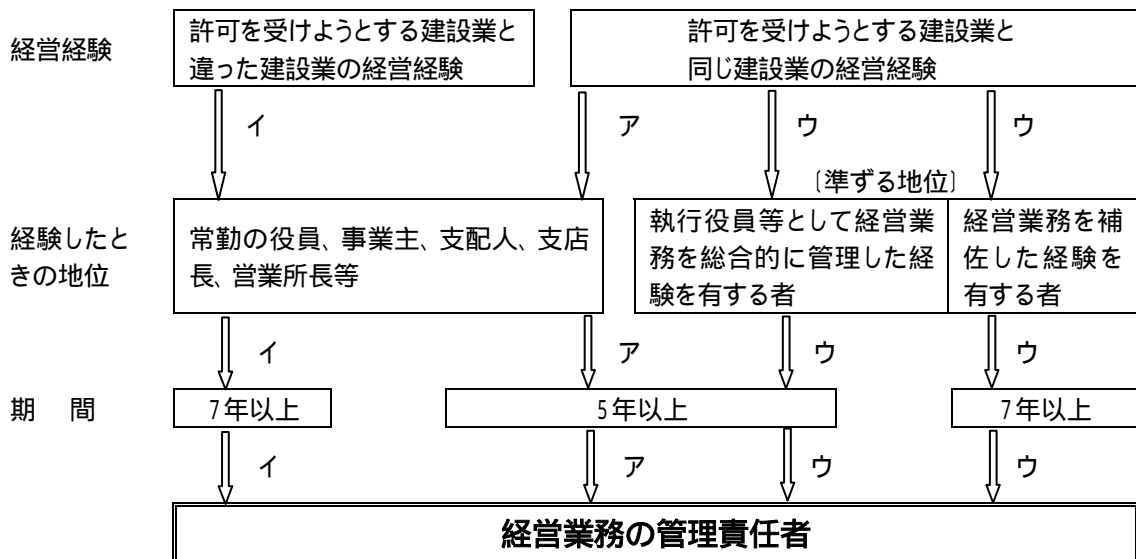
\* 「経營業務を補佐した経験（以下「補佐経験」という。）」とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位（法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者）にあつて、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。

許可を受けようとする建設業に関する7年以上の補佐経験は、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験又は許可を受けようとする建設業若しくはそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算7年以上である場合も、ウ に該当する。

法人、個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、ウ に該当する。

\* 上記ウによる申請（変更を含む。）については、準ずる地位に該当するか否か個別ケースごとに審査する。

図2 経營業務の管理責任者



なお、経營業務の管理責任者の設置は、許可要件であるので、例えば、許可を取得した後に経營業務の管理責任者が退職し、後任が不在となった場合は要件欠如で許可の取消し（法第29条第1項第1号）となります（したがって、不在期間が生じないよう、あらかじめ上記要件を満たす者を選任するなど、事前に準備しておくことが必要です。）。

〔その２〕専任の技術者を有していること（法第7条第2号、同第15条第2号）

見積、入札、請負契約締結等の建設業に関する営業が行われる営業所ごとに、許可を受けようとする建設業に関して、一定の資格又は経験を有する専任の技術者（以下「専任技術者」という。）を設置することが必要です。

専任技術者は、許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、また建設業の種類により、それぞれ必要な資格等が異なります。

また、専任技術者は「営業所ごとに専任の者を設置」することとされていますので、その営業所に常勤していることが必要です。

\* 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいい、会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

次に掲げる者は、原則として、「専任」の者としては取り扱えない。

住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者  
他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者

建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等を兼ねている場合、その事務所等において専任を要する者を除く。）

他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

なお、経営業務の管理責任者と同様、専任技術者の設置も許可要件の1つであるので、許可を取得した後に専任技術者が不在となった場合は許可の取消し対象等になります。

#### 一般建設業の許可を受けようとする場合

指定学科修了者で高卒後5年以上又は大卒後3年以上の実務の経験を有する者（法第7条第2号イ該当）

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、高等学校若しくは中等教育学校卒業後5年以上又は大学卒業後3年以上の実務経験を有し、かつ、それぞれ在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに国土交通省令で定める学科（指定学科）を修めた者

\* 「指定学科」

建設業法施行規則第1条で規定されている学科で、建設業の種類ごとにそれぞれ密接に関連する学科として指定されている。

\* 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。ただし、経験期間が重複しているものにあっては二重に計算しない。

\* 勤務場所が同一の営業所である限り、専任技術者と経営業務の管理責任者との重複は認められる。

10年以上の実務の経験を有する者（法第7条第2号ロ該当）

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、10年以上の実務の経験を有している者

国土交通大臣が 又は に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した者（法第7条第2号ハ該当）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第7条の3）

ア 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で指定学科合格後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程による検定で指定学科合格後3年以上の実務の経験を有する者

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに定められた技術検定、技能検定等に合格した者

#### 特定建設業の許可を受けようとする場合

国家資格者（法第15条第2号イ該当）

法第27条第1項の規定による技術検定その他法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者

指導監督の実務経験を有する者（法第15条第2号ロ該当）

上記の一般建設業の許可を受けようとする場合の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるもの（令第5条の3）に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者

\* 「指導監督の実務経験」

建設工事の設計、施工の全般にわたって工事現場主任や現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

\* 指定建設業の許可（下記参照）を受けようとする場合は、この の要件に該当しても許可は取得できない（ 又は下記 のいずれかの要件を満たすことが必要である。 ）。

大臣特別認定者：建設省告示第128号（平成元年1月30日）の対象者（法第15条第2号ハ該当：同号イと同等以上の能力を有する者）

- ・ 国土交通大臣が 又は に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した者
- ・ 指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、当該講習の効果評定に合格した者又は国土交通大臣が定める考査に合格した者

\* 「指定建設業」

施工技術の総合性、施工技術の普及状況、その他の事情等を勘案して定められた業種で、現在、次の7業種が定められている（令第5条の2）。

土木工事業、 建築工事業、 電気工事業、 管工事業、 鋼構造物工事業、 舗装工事業、 造園工事業
---

\* 上記の「指定建設業」を受けようとする場合に設置しなければならない専任技術者は、 又は の要件を満たす必要がある。

\* 上記 の特別認定講習及び考査については、指定建設業制度が導入された際に行われたものであり、現在は実施されていない。

〔その3〕請負契約に関して誠実性を有していること（法第7条第3号、同第15条第1号）

許可を受けようとする者が、法人である場合にはその法人、役員、支店又は営業所の代表者が、個人である場合には本人又は支配人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないことが必要です。

\* 1 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。

- \* 2 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）等の規定により不正又は不誠実行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から 5 年を経過しない者である場合、暴力団の構成員である場合、又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱われる。
- \* 3 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、\* 1 に該当する行為をした事実が確知された場合又は \* 2 のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱われる。

〔その 4〕請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること（法第 7 条第 4 号、第 15 条第 3 号）

\* 「請負契約」には、工事 1 件の請負代金の額が建築一式工事にあつては 1,500 万円に満たない工事又は延べ面積 150 平方メートルに満たない木造住宅工事に係るもの、建築一式工事以外の工事にあつては 500 万円に満たない工事に係るものを含まない。

なお、これらの額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を 2 以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。

\* この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

また、この基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合しないこととなっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。

一般建設業の許可を受ける場合
次のいずれかに該当すること。 自己資本が 500 万円以上であること 500 万円以上の資金調達能力を有すること 許可申請直前の過去 5 年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること

\* 次の、又は に該当する者は、倒産することが明白である場合を除き本号の基準に適合するものとして取り扱う。

自己資本の額が 500 万円以上である者

500 万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者

（注）担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から 500 万円以上の資金について、融資を受けられる能力があると認められるか否かの判断は、具体的には、取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により行う。

許可申請直前の過去 5 年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

\* 「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を、加えた額をいう。

\* 「500 万円以上の資金の調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していること等により、500 万円以上の資金について取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等（申請直前 1 か月以内のもの）を得られることをいう（許可行政庁は、これらの証明書で基準に適合するかどうかを確認する）。

特定建設業の許可を受ける場合

次のすべてに該当すること。

欠損の額が資本金の20%を超えていないこと

流動比率が75%以上であること

資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

- \* 「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。
- \* 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいう。
- \* 「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額を、個人にあつては期首資本金をいう。

(2) 欠格要件（法第 8 条、第 17 条（準用））

ア 許可申請書又はその添付書類中に虚偽の記載があった場合や重要な事実に関する記載が欠けている場合には、許可は行われません。

イ また、許可申請者やその役員、政令で定める使用人（令第 3 条に規定する使用人 = 支配人及び支店又は営業所の代表者（支配人である者を除く。）。以下「令第 3 条の使用人」という。）が次に掲げるものに 1 つでも該当する場合は、許可は行われません（令第 3 条の使用人は、常勤性が求められません。）。

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

不正の手段により許可を受けたこと（法第 29 条第 1 項第 5 号）又は営業停止処分に違反したこと等（同第 6 号）に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者

不正の手段により許可を受けたこと（法第 29 条第 1 項第 5 号）又は営業停止処分に違反したこと等（同第 6 号）に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないこととの決定があつた日までの間に法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による廃業の届出をした者で当該届出の日から 5 年を経過しない者

上記 に規定する期間内に法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは令第 3 条の使用人であった者又は当該届出に係る個人の令第 3 条の使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しない者

法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者  
許可を受けようとする建設業について法第 29 条の 4 の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者

禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

建設業法、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 31 条第 7 項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記 から 又は（法人でその役員のうちから まで又は から までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの

法人でその役員又は令第 3 条の使用人のうちに、 から まで又は から までのいずれかに該当する者（ に該当する者についてはその者が法第 29 条第 1 項の規定により許可を取り消される以前から、 又は に該当する者についてはその者が法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、 に該当する者についてはその者が法第 29 条の 4 の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は令第 3 条の使用人であった者を除く。）のあるもの

個人でその支配人又は建設業に係る支店・営業所の代表者（令第 3 条の使用人）のうちに、上記 から まで又は から までのいずれかに該当する者（ に該当する者についてはその者が法第 29 条の規定により許可を取り消される以前から、 又は に該当する者についてはその者が法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、 に該当する者についてはその者が法第 29 条の 4 の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の令第 3 条の使用人であった者を除く。）のあるもの



## 第2 許可後の留意事項について

### 1 変更等の届出

許可を受けた後に商号又は名称、営業所の名称及び所在地、資本金額、経營業務の管理責任者、専任技術者等に変更があったとき、毎事業年度が終了したとき等は、法第11条の規定により、その旨の変更届出書を許可行政庁に提出しなければなりません。

#### (1) 変更届出書の提出先等

##### ア 大臣許可

(ア) 大臣許可については、兵庫県県土整備部県土企画局総務課建設業室を經由して、国土交通省近畿地方整備局（許可行政庁）あてに提出します。

##### (イ) 提出部数

正本副本各1部及び営業所のある都道府県の数と同一部数（なお、主たる営業所が神戸市以外にある場合は、+1部）

##### イ 知事許可

(ア) 知事許可については、届出者の主たる営業所の所在地を所管する県民局（許可行政庁）に提出します。

##### (イ) 提出部数

a 許可行政庁の所管区域内にのみ営業所がある場合：正本副本各1部

b 許可行政庁の所管区域外に営業所がある場合：正本副本各1部及び営業所のある許可行政庁以外の県民局の数

#### (2) 変更事由及び提出期限

法第11条の規定により変更届出書を提出しなければならない変更事由及びその提出期限は、次のとおりです。

なお、変更届出書及び添付書類等については、表3のとおりです。

変 更 事 由		提 出 期 限		
1	経營業務の管理責任者に変更又はその氏名に変更があったとき	2週間以内		
2	専任技術者に変更等又はその氏名に変更があったとき			
3	令第3条の使用人（営業所長）に変更があったとき			
4	経營業務の管理責任者又は専任技術者が欠けた場合			
5	欠格要件に該当することとなった者があったとき			
6	商号又は名称に変更があったとき	30日以内		
7	既存の営業所の名称、所在地又は業種に変更等があったとき			
8	資本金額（出資総額）に変更があったとき			
9	役員に変更があったとき			
10	個人の事業主、支配人又は法人の役員の氏名に変更があったとき			
11	支配人に変更があったとき			
12	毎事業年度（決算期）を経過したとき（決算の変更届）	毎事業年度終了後 4か月以内		
13	使用人数に変更があったとき			原則
14	令第3条の使用人（営業所長）の一覧表に変更があったとき			12と
15	国家資格者等・監理技術者一覧表の記載技術者に変更があったとき			同時
16	定款に変更があったとき			

表3 変更届一覧表

《事実の発生したときから2週間以内》

変 更 事 由	変更届出書等の様式	添付書類
1 経営業務の管理責任者 の変更	経営業務の管理責任者証明書(7号) [場合により]経営業務の管理責任者に準ずる 地位の証明書*1	要件(常勤性・現住所・経験)確認資料 (詳細は、「確認書類等について(お 知らせ)」で確認してください。) [場合により]許可申請者の略歴書(12号)
	経営業務の管理責任者の氏 名の変更(改姓・改名)	経営業務の管理責任者証明書(7号) 戸籍抄本又は住民票の抄本
2 専任技術者の変更	専任技術者証明書(新規・変更)(8号(1)) [場合により]実務経験証明書(9号) 指導監督の実務経験証明書(10号)	[場合により]資格証明書、卒業証明書等 (詳細は、許可行政庁に確認してく ださい。)
	専任技術者の氏名の変 更(改姓・改名)	専任技術者証明書(新規・変更)(8号(1)) 戸籍抄本又は住民票の抄本
3 令3条に規定する使用 人(営業所長)の変更	変更届出書(22号の2)(第一面) 誓約書(6号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(11号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書(13号)	登記されていないことの証明書 身分証明書 要件(常勤性・現住所)確認資料 (詳細は、「確認書類等について(お 知らせ)」で確認してください。) 委任状
4 経営業務の管理責任者 が欠けた場合	届出書(22号の3)	
	専任技術者が欠けた場 合	届出書(22号の3)
5 欠格要件に該当する者 があったとき	届出書(22号の3)	

《事実の発生したときから 30 日以内》

変 更 事 由		変更届出書等の様式	添付書類
6	商号又は名称の変更	変更届出書(22号の2)(第一面)	登記事項証明書(商業登記)
7	営業所の名称、所在地の変更	変更届出書(22号の2)(第一面)(第二面)	営業所在地略図・営業所写真 法人の場合 登記事項証明書(商業登記)、賃貸借契約書又は不動産登記簿謄本 個人の場合 住民票の抄本
	営業所の新設	変更届出書(22号の2)(第一面)(第二面) 誓約書(6号) 専任技術者証明書(新規・変更)(8号(1)) [場合により]実務経験証明書(9号) 指導監督的実務経験証明書(10号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(11号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書(13号)	登記されていないことの証明書 身分証明書 営業所在地略図 営業所調査添付資料(詳細は、「確認書類について(お知らせ)」で確認してください。) [場合により]資格証明書、卒業証明書等 (詳細は、許可行政庁に確認してください。)
	営業所の業種の変更(追加)	変更届出書(22号の2)(第一面)(第二面) 専任技術者証明書(新規・変更)(8号(1)) [場合により]実務経験証明書(9号) 指導監督的実務経験証明書(10号)	[場合により]資格証明書、卒業証明書等 (詳細は、許可行政庁に確認してください。)
	営業所の廃止 営業所の業種の廃止	変更届出書(22号の2)(第一面)(第二面) 届出書(22号の3) [場合により]専任技術者証明書(継・変)(8号(1))	
8	資本金(出資総額)の変更	変更届出書(22号の2)(第一面) 株主(出資者)調書(14号)	登記事項証明書(商業登記)
9	役員の新任	変更届出書(22号の2)(第一面) 許可申請書(1号)別紙1 誓約書(6号) 略歴書(12号)	登記されていないことの証明書 身分証明書 登記事項証明書(商業登記)
	役員の辞任・退任	変更届出書(22号の2)(第一面) 許可申請書(1号)別紙1	登記事項証明書(商業登記)
	代表者の変更	変更届出書(22号の2)(第一面) 許可申請書(1号)別紙1 誓約書(6号) 略歴書(12号)	登記されていないことの証明書 身分証明書 登記事項証明書(商業登記)
10	個人事業主、支配人の氏名の変更(改姓・改名)	変更届出書(22号の2)(第一面)	戸籍抄本又は住民票の抄本
	法人の役員の氏名の変更(改姓・改名)	変更届出書(22号の2)(第一面) 許可申請書(1号)別紙1	登記事項証明書(商業登記)
11	支配人の新任	変更届出書(22号の2)(第一面) 誓約書(6号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(11号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書(13号)	登記されていないことの証明書 身分証明書 登記事項証明書(商業登記)
	支配人の辞任・退任	変更届出書(22号の2)(第一面) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(11号)	登記事項証明書(商業登記)

《每事業年度終了後 4 か月以内》

変 更 事 由	変更届出書等の様式	添付書類
12 決算報告 毎事業年度(決算期)の 経過(決算の変更届)	変更届出書(每事業年度終了後提出書類用様式) 工事経歴書(2号) 直前3年の各事業年度における工事施工金額(3号) 法人の場合 貸借対照表(15号) 損益計算書(16号) 完成工事原価報告書 株主資本等変動計算書(17号) 注記表(17号の2) 附属明細表(17号の3) 事業報告書 個人の場合 貸借対照表(18号) 損益計算書(19号)	納税証明書 (大臣許可は法人税・所得税、 知事許可は事業税)
13 使用人数の変更	変更届出書(每事業年度終了後提出書類用様式) 使用人数(4号)	
14 令3条の使用人(営業所長)の 一覧表に変更があったとき	変更届出書(每事業年度終了後提出書類用様式) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(11号)	
15 国家資格者等・監理技 術者一覧表に記載した 技術者の変更	国家資格・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)(11号の2) 実務経験証明書(9号) 指導監督的実務経験証明書(10号)	資格証明書、卒業証明書等
16 定款の変更	変更届出書(每事業年度終了後提出書類用様式)	定款又は議事録

- \* 1 「実務経験証明書」(9号)、「指導監督的実務経験証明書」(10号)、「経營業務の管理責任者に準ずる地位の証明書」において、「申請者」と「証明者」とが異なる場合は、証明者の印鑑証明書(提出前3か月以内のもの)を添付すること。
- \* 2 「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」は、提出前3か月以内のもの。
- \* 3 登記事項証明書(商業登記)については、必要に応じて履歴事項証明書等を提出すること(提出前3か月以内のもの)(個人の場合は、支配人登記を行っている場合のみ提出すること。詳細は、許可行政庁に確認してください。)
- \* 4 17号の3「附属明細表」は、資本金の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2項に規定する特例有限会社を除く。)が対象となる。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社は、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。
- \* 5 要件確認資料、資格証明書及び卒業証明書等の書類については、原則、原本を提出すること。  
なお、原本を提出できないときは、原本提示の上、写しを提出すること。
- \* 6 代表者の変更 において、既に役員等として届け出ている者が新たに代表者に就任した場合には、当該役員等に係る誓約書(様式第6号)、登記されていないことの証明書、身分証明書は省略することができる。

## 2 廃業等の届出

許可を受けた建設業を廃止した等の場合は、30日以内に許可を受けた許可行政庁に廃業届（様式第22号の4）を提出しなければなりません（法12条、第17条）。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	その相続人
法人が合併により消滅したとき	その役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	その清算人
許可を受けた建設業を廃止したとき	法人であるときは、その役員 個人であるときは、その者

## 3 標識の掲示

建設業者は、その店舗及び建設工場の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げなければなりません（法第40条、規則第25条）。

### (1) 店舗に掲げる標識（様式第28号）

- ア 一般建設業又は特定建設業の別
- イ 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- ウ 商号又は名称
- エ 代表者の氏名

図3 建設業の許可票（店舗）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事許可( )第 号	
~~~~~			
		国土交通大臣 知事許可( )第 号	
この店舗で営業している建設業			

40cm以上

35cm  
以上

### 記載要領

\* 「国土交通大臣 / 知事」については、不要のものを消す。

(2) 建設工事の現場に掲げる標識（様式第29号）

- ア 一般建設業又は特定建設業の別
- イ 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- ウ 商号又は名称
- エ 代表者の氏名
- オ 主任技術者又は監理技術者の氏名

図4 建設業の許可票（現場）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
許可年月日			

↑ 25cm 以上 ↓

← 35cm以上 →

記載要領

- \* 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載する。
- \* 2 「専任の有無」欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載する。
- \* 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号八又は第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載する。
- \* 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載する。
- \* 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載する。
- \* 6 「国土交通大臣 / 知事」については、不要なものを消す。

4 表示の制限

建設業を営む者は、当該建設業について、法第3条第1項の許可を受けていないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはなりません（法第40条の2）。

## 5 工事現場における施工体制等

### (1) 工事現場への主任技術者及び監理技術者の設置等（法第 26 条）

ア 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、工事現場に主任技術者（一般建設業許可の営業所専任技術者の資格要件を満たす者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの）を置かなければなりません。

イ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上になる場合は、アにかかわらず、工事現場に監理技術者（特定建設業許可の営業所専任技術者の資格要件を満たす者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの）を置かなければなりません。

ウ 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（個人住宅を除くほとんどの工事が該当する。）で請負代金の額が 2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）以上のものについて、工事現場ごとに専任が必要で、他の工事現場との兼務ができません。

なお、専任でなければならない監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯が必要です。

### (2) 一括下請負の禁止

請け負った建設工事について、一括して他者に請け負わせたり、他者から一括して請け負う行為については、禁止されています。ただし、建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人（下請契約における注文者で建設業者であるもの）があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません（法第 22 条）。

なお、公共工事については、いかなる理由があっても一括下請負は禁止されています（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 12 条）。

### (3) 下請負人の意見聴取

元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項について、あらかじめ下請負人（下請契約における請負人）の意見をきかなければなりません（法第 24 条の 2）。

### (4) 特定建設業者に関する義務

ア 施工体制台帳及び施工体系図の作成等（法第 24 条の 7）

(ア) 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者（以下「作成特定建設業者」という。）は、その建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上になる場合は、下請負人の商号又は名称、その下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければなりません。

(イ) (ア)の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、(ア)の作成特定建設業者に対して、その者の商号又は名称、その請け負った建設工事の内容及び工期等を通知しなければなりません。

(ロ) (ア)の作成特定建設業者は、発注者から請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければなりません。

(ハ) (ア)の作成特定建設業者は、建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければなりません。

イ 下請負人に対する指導等（法第 24 条の 6）

- (ア) 作成特定建設業者は、その建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、建設業法の規定、建設工事の施工に関する法令（建築基準法、宅地造成規制法）、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令（労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等）の規定に違反しないよう、下請負人の指導に努めなければなりません。
- (イ) (ア)の作成特定建設業者は、その請け負った建設工事の下請負人である建設業を営む者が違反していると認めるときは、その者に対し、違反している事実を指摘して、その是正を求めるように努めなければなりません。
- (ウ) (ア)の作成特定建設業者が(イ)により是正を求めたにもかかわらず、その建設業を営む者が違反している事実を是正しないときは、その特定建設業者は、その建設業を営む者が建設業者であるときは許可行政庁又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、速やかに、その旨を通報しなければなりません。

6 帳簿の備付け等

建設業者は、その営業所ごとに、営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければなりません（法第 40 条の 3）。

なお、帳簿の記載事項や添付される契約書の内容等が必要に応じて紙面に表示できる場合には、フロッピーディスク等の磁気ディスク等に記録しても構いません（規則第 26 条第 6 項）。

(1) 帳簿

ア 記載事項（規則第 26 条第 1 項）

- (ア) 営業所の代表者の氏名及びその者が当該営業所の代表者となった年月日
- (イ) 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する次に掲げる事項
- a 請け負った建設工事の名称及び工事現場の所在地
  - b aの建設工事について注文者と請負契約を締結した年月日、注文者（その法定代理人を含む。）の商号、名称又は氏名及び住所並びに注文者が建設業者であるときはその者の許可番号
  - c aの建設工事の完成確認のための検査完了年月日及び建設工事の目的物の引渡しをした年月日
- (ウ) 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項
- a 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地
  - b aの建設工事について下請負人と下請契約を締結した年月日、下請負人（その法定代理人を含む。）の商号又は名称及び住所並びに下請負人が建設業者であるときはその者の許可番号
  - c aの建設工事の完成確認のための検査完了年月日及び建設工事の目的物の引渡しを受けた年月日
  - d bの下請契約が法第 24 条の 5 第 1 項に規定する下請契約であるときは、次に掲げる事項  
支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段  
下請代金の全部又は一部の支払につき手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日及び満期  
下請代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の残額  
遅延利息を支払ったときは、その遅延利息の額及び支払年月日

イ 添付書類（規則第 26 条第 2 項）

帳簿には、次の書類を添付しなければなりません。

- (ア) 契約書若しくはその写し又は当該契約に関する電磁的記録
- (イ) 特定建設業者が注文者（発注者から直接工事を請け負ったものであるか否かは問わない。）となつて一般建設業者（資本金額が 4,000 万円以上の法人を除く。）と下請契約を締結したときは、その下請負人に支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段を証する書面（領収書等）又はその写し



- (ウ) 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が施工体制台帳を作成しなければならないときは、施工体制台帳のうち、次の a ~ f に掲げる事項が記載された部分（ただし、工事現場における施工体制台帳の据え置きを終えた後に、必要部分のみを抜粋して行えば足りる。）
- a 工事現場に置いた監理技術者の氏名及びその有する監理技術者資格
  - b 監理技術者以外に専門技術者（附帯工事を施工する場合や、土木一式工事又は建築一式工事を請け負って自らこれら以外の建設工事を施工する場合に、工事現場に置く技術者をいう。）を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
  - c 下請負人の商号又は名称及び許可番号（下請負人が建設業の許可を受けているときのみ。）
  - d 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
  - e 下請負人が工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
  - f 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ウ 帳簿の保存期間（規則第 28 条第 1 項）

帳簿及び添付書類は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたとき（建設工事について注文者と締結した請負契約に基づく債権債務が消滅した場合は、当該債権債務の消滅したとき）から 5 年間保存しなければなりません。

(2) 営業に関する図書（規則第 26 条第 5 項）

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（作成特定建設業者を除く。）はア及びイを、作成特定建設業者はア～ウを請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから 10 年間保存しなければなりません。

ア 建設工事の施工上の必要に応じて作成し、又は発注者から受領した完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図）

イ 建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する発注者との打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。）

ウ 施工体系図

## 7 建設工事の請負契約

### (1) 請負契約書の締結

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければなりません（法第 18 条）。

また、契約締結に際しては、工事内容、請負代金の額、工事着手及び工事完成の時期、請負代金の支払の時期及び方法、契約変更に関する定め、契約に関する紛争の解決方法等を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません（法第 19 条）。

### (2) 不当に低い請負代金等の禁止

注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、工事原価に満たない価格で請負契約の締結を強制したり、契約後に当該工事に使用する資材等の購入先を指定等し請負人の利益を害したりする行為は、禁止されています（法第 19 条の 3、第 19 条の 4）。

## 8 下請代金の支払

### (1) 支払期日（法第 24 条の 3）

元請負人は、その注文者から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、その支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、下請代金を 1 月以内に速やかに支払わなければなりません。

また、元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

(2) 特定建設業者の特例（法第 24 条の 5）

ア 支払期日の特例

特定建設業者は、前記(1)の期日、又は下請負人（特定建設業者又は資本金額が 4,000 万円以上の法人を除く。）からの建設工事の目的物の引渡し申出日から起算して 50 日以内の日のいずれか早い期日内に下請代金を支払う必要があります。

イ 割引困難な手形による支払禁止

特定建設業者は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形の交付により下請代金を支払うことが禁止されています。

建設業許可申請先等一覧

区分	各県民局土木事務所	所在地	電話番号	主たる営業所の所管区域
兵庫県 知事 許可	神戸県民局 神戸土木事務所 建設業課	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5	078-737-2194 2195	神戸市
	阪神南県民局 西宮土木事務所 建設業課	〒662-0854 西宮市櫛(はぜ)塚町 2-28	0798-39-1543 1545	尼崎市、西宮市、芦屋市
	阪神北県民局 宝塚土木事務所 建設業課	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15	0797-83-3213 3193	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	東播磨県民局 加古川土木事務所 建設業課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町 天神木 97-1	079-421-9231 9405	明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
	北播磨県民局 加東土木事務所 まちづくり建築課	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9408 9409	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
	中播磨県民局 姫路土木事務所 建設業課	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9566 9562	姫路市、市川町、福崎町、 神河町
	西播磨県民局 光都土木事務所 まちづくり建築課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25	0791-58-2258 2259	相生市、たつの市、赤穂市、 宍粟市、上郡町、太子町、 佐用町
	但馬県民局 豊岡土木事務所 まちづくり建築第1課	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	0796-26-3756 3757	豊岡市、香美町、新温泉町
	同 まちづくり建築第2課 (養父駐在)	〒667-0022 養父市八鹿町下網場 320	079-662-2266 2267	養父市、朝来市
	丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり建築課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3862 3863	篠山市、丹波市
淡路県民局 洲本土木事務所 まちづくり建築課	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-3246 3247	洲本市、淡路市、南あわじ 市	
大臣 許可	兵庫県県土整備部 県土企画局 総務課 建設業室	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 - 10 - 1	078-341-7711 内線 4575/4576	兵庫県

〔参考〕国土交通省：建設業許可事務地方整備局

近畿地方整備局 建政部 建設産業課 建設業係	〒540-8586 大阪府中央区大手前 1 - 5 - 44	06-6942-1141 (代)	大阪府、京都府、兵庫県、 滋賀県、奈良県、和歌山県、 福井県
------------------------------	--------------------------------------	------------------	--------------------------------------

国土交通省 近畿地方整備局ホームページアドレス

<http://www.kkr.mlit.go.jp/>

国土交通省 土地・建設産業局ホームページアドレス

<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/index.html>

### 許可申請書類等の取扱い先

許可申請書及び変更届用紙類等については、兵庫県のホームページからダウンロードしてください。

1. 兵庫県ホームページ (<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>) にアクセス
2. 「組織から探す」をクリック
3. 県土整備部 県土企画局の「建設業室」をクリック
4. 事業等の紹介、関連するページの「建設業許可申請書等のダウンロード」をクリック  
([http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd37/wd37\\_000000013.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd37/wd37_000000013.html))  
このページ から申請書等の様式をダウンロードすることができます。

(注意)・表紙は色付き紙でなくても構いません。

- ・正本1部を作成の上、コピーして副本を作成してください。
- ・今まで提出していただいていた、「入力票」は不要です。

インターネットが利用できない方は、4ページをご覧ください。

### 登記されていないことの証明書の発行窓口

「登記されていないことの証明書」は、東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課で発行されます。

なお、同証明書は、直接窓口、又は東京法務局後見登録課あて郵送で、請求することができます。

#### 【窓口で申請する場合】

[受付時間] 平日の8:30~17:15

神戸地方法務局本局

〒650-0042

神戸市中央区波止場町1番1号

神戸第二地方合同庁舎

電話: 078(392)1821

<http://houmukyoku.moj.go.jp/kobe/frame.html>

#### 【郵送で申請する場合】(東京法務局後見登録課のみ)

申請書送付先

東京法務局民事行政部後見登録課

〒102-8226

千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎4階

電話: 03(5213)1234(代表)

<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html>

返信用の封筒(切手貼付、宛名を記載した長3サイズ(A4の三つ折りの大きさ)の封筒)を同封の上、請求する。